○中国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	出雲市大島町二七番一から同市神西沖町一五八八番八地先官有無番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十八日

○九州地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鹿児島市田上七丁目一四一〇番三から同市田上七丁目一六六四番まで	前	二一・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・一一八キロメートル	
	後	二一・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・一一八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鹿児島市田上七丁目一四一〇番三から同市田上七丁目一六六〇番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十七日

○九州地方整備局告示第百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇佐市大字山下字猿渡前一二二五番五から大分県速見郡日出町大字藤原字里二三五四番二まで	前	BA　九・〇〇～二〇・〇〇メートル	七〇・〇〇メートル	三八・四三〇キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　九・〇〇～二〇・〇〇メートル	七〇・〇〇メートル	三八・四三〇キロメートル　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局、同局大分河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社中津工事事務所

○北海道開発局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別二九三番一から同町字喜茂別三〇三番五まで	前	二二・六〇～二四・〇〇メートル	〇・〇七七キロメートル	
	後	二一・八〇～二三・九〇メートル	〇・〇七七キロメートル	

二　(一)　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(二)　道路の種類　一般国道

路線名　四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市北一条東一丁目一一番五から同市旭町一四二番一まで	前	BA　一〇・九〇～一五・五〇メートル	五八・〇〇キロメートル	一・四一一　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一〇・九〇～一五・五〇メートル	五八・〇〇キロメートル	一・四一一　上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別二九七番一から同町字喜茂別三一九番四地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道山越郡長万部町字茶屋川国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署三八八林班ち小班地内	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道山越郡長万部町字茶屋川国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署三八八林班ち小班から同町字茶屋川国有林渡島檜山森林計画区渡島森林管理署三八七林班い小班まで	〃
〃	北海道瀬棚郡今金町字宮島一五五番一一から同町字宮島一四〇番五まで	〃

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十七日